

泉佐野市長 千代松大耕

まちのスケッチブック vol.91

○創刊 2000年4月 ○発行責任者 久保興功

○発行部数累計:1,341,500部

市民のみなさまには、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に際し、これまでの間、「市内小中学校の臨時休業」、「就学前児童施設の臨時休園」、「各種イベント・行事の中止」、「公共施設の休館・利用制限」などで、多大なるご理解とご協力をいただきました。心から感謝を申し上げます。

泉佐野市内では、3月14日に、はじめて新型コロナウイルス感染症に感染した人が確認されました。4月7日の「緊急事態宣言」発令を経て、4月22日までに7人の感染が確認されました。その後、大阪府では5月21日に「緊急事態宣言」が解除されました。

泉佐野市では、4月22日以降、約2か月半、感染者が確認されていませんでしたが、7月10日に2人の感染が確認されてからは、3月14日～4月22日までの感染者数7人を上回り、現在も増え続けている状況にあります。

市民のみなさまには、厳しい暑さが続く中ではありますが、熱中症予防を図りながら「新しい生活様式(マスクの着用・3つの密を避ける・手洗いの徹底・身体的距離の確保)」の実施、また「新しい生活様式による公共施設の利用」などに、引き続きのご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



ふるさと納税に復帰

令和元年6月1日にスタートした「ふるさと納税新制度」で総務省は、泉佐野市を対象自治体から外しました。そのことを不服として、泉佐野市は総務省の第三者機関である「国地方係争処理委員会」に申立てをしました。「国地方係争処理委員会」が出した勧告(注1)は、泉佐野市の主張が概ね認められたものでしたが、総務省は、その勧告を無視して、泉佐野市の除外を継続しました。

従う必要のない「技術的助言」の通知に、従わなかった泉佐野市を総務省は非難しましたが、平成12年の地方分権一括法(地方自治法第250条の7)で、国と地方は対等の象徴として設けられた「国地方係争処理委員会」の勧告を完全に無視した総務省の対応に、地方自治の危機を覚えました。東京都の小池百合子知事は、ふるさと納税制度に随分以前から否定的で、新制度に東京都は参加していません。しかし、泉佐野市の除外継続という総務省の決定に、小池知事は「驚きを持って受け止めた」、「(法施行前のことを問題視し)遡及して物事を決めていくと行政が非常に不安定になる」、「自治体に様々な影響を及ぼす」と発言したぐらいでした。

泉佐野市は、やむを得ず、総務大臣を大阪高等裁判所に提訴しました。令和2年1月30日に大阪高等裁判所で判決が言い渡されましたが、「原告の請求を棄却する」と泉佐野市の全面敗訴でありました。しかし、法律の専門家でない方々でさえ、かなりの違和感を覚えた強引な判決(注2)に、「今回の判決が、全てではない」と信じ、最高裁判所に上告しました。

最高裁判所では、6月2日に口頭弁論が開かれ、そして、6月30日に判決(注3)が言い渡されました。結果は「原判決を破棄する」、「泉佐野市に対して指定をしない決定(不指定)を取り消す」と泉佐野市の主張が全面的に認められ、逆転勝訴となりました。裁判官5人全員一致の意見でありました。総務省との争いに心折れることなく頑張ってくれた市職員、そしてこれまで応援を続けていただいた市民のみなさまに、心から御礼を申し上げます。

そして、ふるさと納税の対象自治体に指定するという通知が、7月3日に**出されました**。最高裁判決から、わずか3日後でした。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、インバウンドが大きく減少し、閑空に最も近いまちである泉佐野市は、とりわけ厳しい状況に立たされて

います。また「りんくう総合医療センター」も新型コロナの影響で、経営が悪化しています。ふるさと納税制度の不指定と合わせ、泉佐野市は3つの大きな苦難にさらされていました。

他の自治体では、ふるさと納税を活用し、新型コロナの影響を受けている事業者や医療への支援などを実施されていますが、泉佐野市においては、ふるさと納税不指定で、残念ながら実施できない状況でありました。

対象自治体に指定された後、7月10日から「令和2年熊本豪雨災害支援」の代理寄附受付を開始しました。7月17日からは、このまま経営状況の悪化が続けば、10億円の赤字が見込まれる、りんくう総合医療センターへの応援プロジェクトを開始しました。この2つは、ふるさと納税を活用したクラウド・ファンディングで返礼品はございません。

そして、7月30日からは、「返礼品付きふるさと納税」を約1年2か月ぶりに再開しました。返礼品の第一弾は、泉州タオルで約230種類を用意しました。これから順次、返礼品を増やしてまいります。

泉佐野市としましては、ふるさと納税を活用して、市民サービスの向上や地元事業者と地域医療への支援などに取り組むとともに、これまで培ってきたノウハウをもって、「ふるさと納税制度の発展」のために、たゆまぬ努力をしてまいりたいと考えています。市民のみなさまの引き続きのご支援、ご理解を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

(注1)国地方係争処理委員会の勧告

- ・新制度が始まる以前に制度の趣旨に反する方法で多額の寄附を集めたことを不指定の理由とすべきでない。
- ・不指定の判断は、法律の委任する範囲を超える恐れがある。
- ・総務省が、不指定の決定を再検討して泉佐野市へ通知する。

(注2)大阪高等裁判所の判決

- ・泉佐野市は寄付の法的枠組みから逸脱していたので、制度からの除外は違法ではない。
- ・法の委任により、総務大臣に付与された裁量の範囲内で逸脱ではない。
- ・泉佐野市は過去に遡り、法的地位を喪失されたわけではないので、法の遡及適用ではない。

(注3)最高裁判所の判決

- ・過去の募集方法を除外理由とする総務省の告示は、法律の委任を逸脱したもので、違法で無効である。
- ・募集の適正規準は、指定対象期間中の寄付の適正であって過去の募集実績ではない。
- ・地方自治体に対し、重大な不利益を生じさせる規準は、総務大臣に委任された裁量の範囲内ではなく、立法者の政治的・政策的判断で設けられる。

「進化するマニフェスト・ネクストワン」

昨年の市長選挙におきまして、市民のみなさまにお示ししました「進化するマニフェスト・ネクストワン」の進捗状況です。

進捗率100%の項目

- 第三小学校、北中小学校、長坂小学校、大木小学校でプール建設をおこないました。
- 大木小学校、上之郷小学校、日新小学校、北中小学校、第三中学校、長南中学校で体育館空調の整備をおこないました。
- 幼稚園・保育園・こども園の給食費を無償化しました。
- インフルエンザ予防接種の助成を15歳以下の市民にも拡充しました。
- 「旅引付と二枚の絵図が伝えるまち～中世日根荘の風景～」が日本遺産に認定されました。
- 上之郷コミュニティセンターの運営を開始しました。
- 大木防災拠点(泉佐野市消防団大土分団大木車庫+防災備蓄倉庫)が完成しました。
- 閑空アイスアリーナがオープンしました。
- 南海井原里駅のバリアフリーが完成しました。
- 泉佐野8号踏切(羽倉崎新安松線)を拡幅しました。
- JR長滝駅前に公衆トイレを設置しました。
- コミュニティバスの「田尻回り(西回り)」ルートを開始しました。

令和2年度中に実施

- 末広小学校、日新小学校、上之郷小学校、第三中学校でプール建設をおこないます。
- 第三小学校、佐野台小学校、日根野小学校、末広小学校、佐野中学校、新池中学校で体育館空調の整備をおこないます。
- 佐野中学校グラウンドに夜間照明を設置します。
- 末広公園の大規模改修をおこないます。
- 新町広場にテニスコートを整備します。
- 泉佐野市消防団南中分団の消防車庫と防災備蓄倉庫の整備をおこないます。
- JR熊取駅西地区の整備事業を進めます。
- 下水道普及率を1%に引き上げ、事業を進めます。

泉佐野市の新型コロナウイルス感染症に関する主な独自支援策 (令和2年8月現在)

支援策	概要
物資などの配布	
マスクの配布	妊婦、障害者、高齢者、ひとり親世帯、事業所・団体などへ配布
有料指定ごみ袋無償配布	市指定可燃ごみ袋1セット(30ℓ:10枚入り)を無償配布
温泉施設利用券の配布	65歳以上の市民の社会生活の回復と、観光事業の活性化をめざして、市内温泉施設での入浴・食事などに使える利用券(1人:1千円)を配布
給付金	
新生児臨時特別給付金	新型コロナウイルス対策事業として、国が支給した「特別定額給付金」の基準日(令和2年4月27日)の翌日の令和2年4月28日から令和3年3月31日までに誕生した新生児に対して、1人当たり10万円を給付
子育て応援給付金	国の「子育て世帯への臨時特別給付金」とは別に、本市独自の取り組みとして対象者を18歳まで拡大し、1人当たり1万円を給付
障害者応援給付金	本市に住民票を置く障害者の方のうち、19歳以上の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対して、1人当たり1万円の給付金を給付
減免など	
水道料金の減額	すべての利用者を対象に令和2年6月～3年5月検針分について、基本料金の60%を減額(福祉減免・定住促進減免を受けている方は対象外)
水道料金・下水道使用料の納付等猶予	収入が減少した世帯、売上減少により事業活動が厳しい事業者などすべての方を対象に、その状況に応じて請求の納付期限から最長4ヶ月を猶予
国民健康保険料の減免	令和2年度の保険料を月額400円(1人につき年間4,800円)減額
市営住宅の家賃減免	解雇や出勤日数の抑制等により収入が減少した入居世帯の家賃を減免(減免期間:令和2年4月分～9月分)
証明書交付手数料の免除	融資や支援制度を受けるために必要な証明書等の交付手数料を免除(令和2年5月11日～9月30日、4月7日以降についても対象)
教育支援	
学校給食の無償化	小中学校の給食費を令和2年5月から3年3月まで無償化
奨学金制度の臨時対応	高校・大学生などを扶養している保護者を対象に市の「貸付型奨学金」奨学生を臨時募集 ※現在変換中の奨学生を対象とした返還猶予の申請も募集
就学援助制度の申請期間延長	4月分支給の申請期間を7月31日まで延長 (8月以降も来年2月まで随時申請受付しますが、受付した月から支給対象)
事業者・地域活性化支援	
宿泊事業者への緊急支援	4月売上高が前年同月比50%以上減少の市内宿泊施設に最大100万円を給付(客室数:100以上…100万円、11室以上100室未満…客室数×1万円、10室以下…10万円)
休業要請外支援金	府が支給する休業要請外支援金の対象となる本市の中小企業や個人事業者に対し、市独自に支援金(中小企業:20万円・個人事業者:10万円)を給付
泉佐野市プレミアム商品券	地域ポイント「さのぼ」を活用したお得な商品券を販売(1セット1万円で20%のプレミアムを付与。購入時にマイナンバーカードを提示した場合、さらに5%のプレミアムを加算)
お店やさん応援チケット(さのチケ)	収束後に応援したい店で利用できる10%プレミアム付きチケットを販売し、その売上を前払いとして店に届ける。
テイクアウト・デリバリー支援	市内で飲食店を営む小規模事業主等が、4月21日から6月末までの間に「TAKE OUTいずみさの」のサイトに掲載のうえ、新たにテイクアウト等に取り組んだ場合に、容器等の経費として5万円を補助)
その他	
議員報酬等を減額	令和2年6月から3年3月までの間、5%の減額を15%の減額に変更分と、行政視察経費の減額分を活用し、市内全世帯にマスクを配布(予定)
市長給与を減額	令和2年6月から3年3月までの間、31%の減額を45%減額に変更

泉佐野市「泉佐野市」グループ
「泉佐野市」グループ
200種類
結選べる
泉州タオル

ふるさと納税
復帰
第1弾

詳しくはQRから



<https://furusato-izumisano.jp/items/>

ゆるキャラグランプリ2020 THE FINAL

今年は「ゆるナキン」でエントリー!
市民のみなさまの応援
よろしく願い申し上げます!

現在
全国1位!

ID登録ページ
投票ID登録が
まだの方▶



投票ページ
投票IDを
お持ちの方▶




連絡先

千代松大耕を育てる会

〒598-0045 泉佐野市松原2-5-31

TEL.072-458-1708 / FAX.072-415-0175

ホームページ www.chiyomatsu51.com

メール the.best.smile.of.izumisano@gmail.com